

運動部活動の地域展開等推進事業 委託要項

令和 8 年 2 月 10 日
スポーツ庁次長決定

1 趣旨

少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、文部科学省が令和 7 年 12 月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、各地方公共団体等において、運動部活動の地域展開や、学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた部活動改革を進めていくこととしている。

このため、本事業では、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体等を対象とした相談・サポート窓口の設置やアドバイザー派遣などによる伴走支援を実施する。併せて、地方公共団体の取組状況に関する調査を行い、課題への対応策を創出し、その成果や好事例を効率的・効果的に全国に普及することで、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進する。

2 委託事業の内容

(1) 地方公共団体への伴走支援等

地方公共団体等を対象とした相談・サポート窓口の設置やアドバイザー派遣などによる伴走支援を実施する。併せて、課題への対応策を創出し、好事例の横展開を実施することで、全国的な取組を推進する。

(2) 部活動の地域展開等の実施状況、大会の開催・運営の在り方等に関する調査研究

運動部活動の地域展開等の実施状況や大会の状況等の実態を把握するため、地方公共団体における地域クラブ活動の取組状況や取組を進めるにあたっての課題、大会の開催・運営の在り方等に関する調査研究を実施する。

3 事業の委託先

次の（１）又は（２）の要件のいずれかを満たす法人又は団体とする。

(1) 法人格を有する団体

(2) 法人格は有しないが、次の要件を全て満たしている団体

- ・ 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ・ 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ・ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること
- ・ 団体活動を経常的に行うための事務所を有すること

4 委託期間

契約締結日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

5 委託手続

- (1) 契約予定者が事業の委託を受けようとするときは、別に定める事業計画書に必要書類を添付し、スポーツ庁に提出すること。
- (2) スポーツ庁は、提出のあった事業計画書の内容を精査し、適切と認められた場合に委託契約を締結し、業務を委託する。
- (3) 契約金額については、事業計画書の内容等を勘案して決定するものであり、契約予定者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わないことがある。

6 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

7 委託経費

- (1) スポーツ庁は、事業の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、交通費、借料及び損料、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、一般管理費（10%を上限とする。）、再委託費）を委託費として支出する。なお、支出できる経費は、契約期間内に使用した対象経費に限る。また、個人に対して直接給付又は支給を行う内容に係る経費は対象外とする。
- (2) スポーツ庁は、委託先が本契約の定め違反したとき、または委託事業の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

8 事業完了（廃止等）及び研究成果の報告

委託先は、事業が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託事業完了（廃止）報告書、委託経費決算書及び成果報告書を作成し、終了した日から10日を経過した日、または契約満了日のいずれか早い日までに、支出を証する書類の写し等とともにスポーツ庁に提出しなければならない。また、別に定めるところにより、事業途中で報告書を提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記8により提出された委託事業完了報告書及び委託経費決算書等について、検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先に対して通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、関係者間の役割分担を明確にすること等により、効率的な事業運営に努めること。
- (2) スポーツ庁は、委託先が実施する事業の内容が本委託事業の趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (3) スポーツ庁は、本委託事業の実施に当たり、必要に応じて指導・助言を行うとともに、その効

果的な運営を図るため協力する。

- (4) スポーツ庁は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。また、委託先は、スポーツ庁の求めがあった場合には、本事業に関して必要な書類を提出しなければならない。
- (5) 委託先等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてその秘密を保持しなければならない。
- (6) 委託先は、本事業の実施に当たり、研究成果報告書のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (7) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。